

1 重大事態の意味

推進法第28条第1項に規定されているように、重大事態とは次のように定義する。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

①の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

②の「相当の期間」については、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、学校や教育委員会は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

調査に当たっては、いじめの事実を明らかにするとともに、同様の事案の発生の防止に全力に努める。

2 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生し、それを認知したときは、速やかに教育委員会に報告する。また、報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

(2) 調査主体と調査組織

教育委員会は、学校から重大事態の発生の報告を受けた時には、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

調査は、学校が主体となっていく場合と、教育委員会が主体となっていく場合が考えられる。特に、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断される場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

○ 学校が主体となっていく調査

学校が主体となっていく調査は、推進法第22条の規定により設置したいじめ防止委員会が、校長の指導や指揮の下、迅速かつ丁寧な調査を行う。その際、教育委員会と協議の上、調査組織に必

要に応じて外部人材の参画を図る。

○ 教育委員会が主体となって行う調査

教育委員会が主体となって行う調査は、「いじめ対策委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行い、その結果を教育委員会に答申する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

ア いじめを受けた児童生徒から聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒から聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、他の児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事実の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導や支援をしたり、関係機関と連携したりしながら、対応に当たることが必要である。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、他の児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺予防に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが大切である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、推進法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、文部科学省の「児童生徒の自殺が起きた時の調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒をもっと身近に知り、また背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限り配慮と説明を行う。
- 亡くなった児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して調査の目的や目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）により、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信や報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

3 調査結果の提供及び報告

（１） いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うなど、適切な対応が求められる。

（２） 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。また、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

（１） 再調査の趣旨及び調査主体について

重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、宝塚市子どもの権利サポート委員会（以下「サポート委員会」という。）に諮問し、推進法第28条第1項の規定による調査結果について、推進法第30条第2項の規定による再調査を行う。

サポート委員会は、市長の諮問に応じて再調査を行い、市長にその結果を答申する。

（２） 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果により、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

「必要な措置」としては、教育委員会は指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援チーム支援員、弁護士、医師や警察官経験者等の外部人材の派遣、地域関係団体等の協力などが考えられる。

また、市長は再調査を行ったとき、その結果について議会に報告しなければならない。その際、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保しなければならない。